

育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱

制定 平成 17 年 3 月 15 日 福子地第 525 号（本部長決裁）
最近改正 令和 6 年 2 月 28 日 こ保運第 1644 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、区長が横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき行う育児支援センター園（以下「センター園」という。）の指定及び第 6 条第 1 項の規定に基づき行う私立常設園の指定に係る手続等について定めるものとする。

（指定の基準）

第 2 条 区長は、センター園の指定にあたっては、次の各号に定める事項を総合的に判断して、区内の在宅子育て家庭への支援のために必要であると認められるときに指定するものとする。

- (1) 区内の子育て支援関係施設、資源等の分布状況
- (2) 区内の子育て中の保護者及びその児童の人口分布状況
- (3) 認定こども園及び保育所への交通の便等の立地条件
- (4) 認定こども園及び保育所の施設、設備の状況
- (5) 認定こども園及び保育所の地域子育て支援事業の実施計画の内容
- (6) 認定こども園及び保育所の地域の子育て支援に関する事業の実績
- (7) その他区長が必要と認める事項

2 前項の指定の基準については、センター園として指定する市立保育所を変更して、新たに別の保育所をセンター園として指定する場合も同様とする。

3 市長は私立常設園の指定にあたっては、第 1 項各号に定める事項を総合的に判断して、市内の在宅子育て家庭への支援のために必要であると認められるときに指定するものとする。

ただし、第 1 項中「区内」を「市内」と、「区長」を「市長」と読み替えるものとする。

（私立常設園の指定）

第 3 条 市長は、私立常設園を指定するときは、原則として、認定こども園及び保育所を公募し、申請した者の中から、前条第 1 項に規定する指定基準に基づき選定を行うものとする。

2 前項の選定基準については、別に定める。

（私立常設園の申請）

第 4 条 私立常設園の指定を受けようとする認定こども園及び保育所の設置者が、前条第 1 項に規定する公募に申請するときは、次の各号に規定する書類を用いなければならない。

- (1) 子育てひろば私立常設園指定申請書（第 1 号様式）
- (2) 子育てひろば私立常設園収支予算書（第 2 号様式）
- (3) 子育てひろば私立常設園事業計画書
- (4) 園の概要、運営に関する資料
- (5) その他市長が定める書類

2 前項第 3 号から第 5 号に掲げる書類の様式は必要に応じて市長が別に定める。

（私立常設園の指定結果の通知）

第5条 市長は、前条の規定に基づき私立常設園の指定に申請があったときは、その結果について申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定による指定結果の通知は、子育てひろば私立常設園審査結果通知書（第3号様式）を用いなければならない。

（報告）

第6条 区長は、センター園の指定を行ったときは、育児支援センター園及び私立常設園指定結果通知書（第4号様式）により、こども青少年局長に通知しなければならない。

2 こども青少年局長は、市長が私立常設園の指定を行ったときは、育児支援センター園及び私立常設園指定結果通知書（第4号様式）により、区長に通知しなければならない。

（指定の取消）

第7条 市長は、私立常設園に指定した認定こども園及び保育所が次の各号の一に該当すると認めるときは、私立常設園の指定を取り消すことができる。

- (1) 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱第4条第1項第3号に規定する私立常設園の事業（以下「実施事業」という。）を実施しなかったとき
- (2) 保育所の場合、認可を取り消されたとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

（指定の返上）

第8条 私立常設園の指定を受けた認定こども園及び保育所の設置者は、その指定を返上するときは、実施事業を終了する6か月前までに市長に申し出なければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、こども青少年局長が別に定める。

附 則（平成17年3月15日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、第8条の市立保育所のセンター園の指定については、各区長は別表第2右欄に掲げる保育所をセンター園として指定し、同条に定める子育て支援事業本部長への通知がされているものとみなす。

附 則（平成17年5月25日制定）

（施行期日）

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則（平成18年3月31日制定）

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日制定）

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 8 月 1 日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき行った指定の手続きについては、従前の要綱の規定による。

附 則 (平成 22 年 3 月 1 日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(指定の手続きに関する経過措置)

2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき行った指定の手続きについては、従前の要綱の規定による。

(センター園の指定に関する経過措置)

3 この要綱の施行の際、センター園の指定については、各区長は附則別表第 1 右欄に掲げる保育所をセンター園として指定し、第 6 条に定めるこども青少年局長への通知がされているものとみなす。

(私立常設園の指定に関する経過措置)

4 この要綱の施行の際、私立常設園の指定については、各区長は附則別表第 2 右欄に掲げる保育所を私立常設園として指定し、第 6 条に定めるこども青少年局長への通知がされているものとみなす。

附則別表第 1 (附則第 3 項)

区	名称
鶴見区	鶴見保育園
神奈川区	松見保育園
西区	南浅間保育園
中区	竹之丸保育園
南区	井土ヶ谷保育園
港南区	野庭第二保育園
港南区	港南台第二保育園
港南区	大久保保育園
保土ヶ谷区	天王町保育園
保土ヶ谷区	神戸保育園
旭区	左近山保育園
磯子区	洋光台第二保育園
金沢区	金沢さくら保育園
港北区	港北保育園
緑区	長津田保育園
緑区	鴨居保育園

青 葉 区	荇田保育園
青 葉 区	美しが丘保育園
都 筑 区	みどり保育園
都 筑 区	茅ヶ崎南保育園
戸 塚 区	川上保育園
栄 区	桂台保育園
泉 区	和泉保育園
瀬 谷 区	中屋敷保育園

附則別表第2（附則第4項）

区	名称
鶴 見 区	ヨコハマさくら保育園
神 奈 川 区	あおぞら第2保育園
西 区	あそびの杜保育園
港 南 区	赤い屋根保育園
旭 区	認定こども園やつはしキッズ
金 沢 区	きらら保育園
戸 塚 区	レインボー保育園
栄 区	やまゆり保育園
泉 区	緑園なえば保育園

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

（申請先）横浜市長

設置者（法人）所在地

設置者（法人）名

代表者職氏名

子育てひろば私立常設園 指定申請書

育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱に基づき、同要綱並びに横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱及び同実施要領の内容について了解のうえ、次のとおり子育てひろば私立常設園の指定を受けたく申請します。

1 申請園名

2 実施場所(住所)

3 添付書類

(1) 子育てひろば私立常設園収支予算書(第2号様式)

(2) 子育てひろば私立常設園事業計画書

(3) 園の概要、運営に関する資料

(事業概要、経営理念、方針や管理体制などがわかる資料、リーフレット等)

(4) その他市長が定める書類

(担当者)

(連絡先)

(Eメール)

子育てひろば私立常設園収支予算書
（指定申請書用）

認定こども園又は保育所の名称

		予 算 額	説 明（使途、積算内訳等）
収入の部	区補助金		
	合 計		
支出の部	(1) 賃金及び謝金		
	(2) 旅費		
	(3) 需用費		
	(4) 役務費		
	(5) 委託費		
	(6) 使用料及び賃借料		
	(7) 原材料費		
	(8) 備品購入費		
	(9) 負担金		
	小 計		
その他			
合 計			

※注1：補助金請求の根拠となることから、説明欄には、使途、積算根拠等についてできる限り具体的に記載すること。

※注2：上記経費は、真に必要なものに限ることとし、利用者に係るお茶代など実費徴収可能な経費を含まないこと。

子育てひろば私立常設園審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました子育てひろば私立常設園の指定については、内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 申請園名

名称	
所在地	

2 決定内容

上記申請園について、子育てひろば私立常設園として指定します。

事業開始時期：

上記申請園について、子育てひろば私立常設園として指定しません。

理由：

()

育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園指定結果通知書

第 号
年 月 日

（こども青少年局長又は区長）

（区長又はこども青少年局長）

次のとおり、育児支援センター園・子育てひろば私立常設園として指定（変更・取消）をいたしましたので通知します。

指定年月日	年 月 日
認定こども園又は保育所の名称	
所在地	
週の開所日数※	
事業開始 （変更・取消）時期	
変更の場合の理由	

※週の開所日数については私立常設園の場合に記載。